11　法附則第十二条の二の四第五項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にＪＣ〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十二パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の六の二の見出しを「〔法附則第十二条の二の四第六項の路線バス等〕」に改め、同条第一項中「附則第十二条の二の五第六項」を「附則第十二条の二の四第六項」に改め、同条第二項中「附則第十二条の二の五第八項第二号」を「附則第十二条の二の四第八項第二号」に改め、同条第三項中「附則第十二条の二の五第九項」を「附則第十二条の二の四第九項」に改め、同条第四項中「附則第十二条の二の五第九項第一号」を「附則第十二条の二の四第九項第一号」に改め、同条第五項中「附則第十二条の二の五第九項第二号」を「附則第十二条の二の四第九項第二号」に改め、同条第六項中「附則第十二条の二の五第十項」を「附則第十二条の二の四第八項」に改め、同条第七項中「附則第十二条の二の五第十一項」を「附則第十二条の二の四第九項」に改め、同条第八項から第十一項までの規定中「附則第十二条の二の五第九項第一号」を「附則第十二条の二の四第九項第一号」に改め、同条第十二項中「附則第十二条の二の五第九項第二号」を「附則第十二条の二の四第九項第二号」に改め、同条第十三項中「附則第十二条の二の五第十項」を「附則第十二条の二の四第八項」に改め、同条第十四項中「附則第十二条の二の五第十一項」を「附則第十二条の二の四第十項」に改め、同条第十六項中「附則第十二条の二の五第一項」を「附則第十二条の二の四第一項」に、「第二十一条第一号」を「第十五条第一号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「附則第十二条の二の五第十二項」を「附則第十二条の二の四第十三項」に改め、同項第一号中「附則第十二条の二の五第一項から第五項までの規定の適用を受けようとする場合」を「附則第十二条の二の四第一項から第六項までの規定の適用を受けようとする場合」に、「第六号」を「第七号」に改め、同号イ中「附則第十二条の二の五第一項」を「附則第十二条の二の四第一項」に改め、同号ヘ中「第二十一条第八号」を「第十五条第八号」に改め、同項第二号中「附則第十二条の二の五第六項から第八項までの規定の適用を受けようとする場合」を「附則第十二条の二の四第六項から第八項までの規定の適用を受けようとする場合」に改め、同号イ中「附則第十二条の二の五第六項」を「附則第十二条の二の四第六項」に改め、同項第三号中「附則第十二条の二の五第九項から第十一項までの規定の適用を受けようとする場合」を「附則第十二条の二の四第九項から第十二項までの規定の適用を受けようとする場合」に、「から第四号まで、第十項及び第十一項第三号から第五号まで」を「及び第三号、第十項第一号及び第二号並びに第十一項第三号及び第四号」に改め、同号イ中「附則第十二条の二の五第九項から第十二項まで」を「附則第十二条の二の四第九項から第十二項まで」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項の次に次の二項を加える。

15　法附則第十二条の二の四第十二項に規定する車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第六十七条の二及び第百四十五条の二の基準とする。

16　法附則第十二条の二の四第十二項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が同項に規定する車線逸脱警報装置を搭載した車両であることが記載されている自動車とする。

附則第四条の六の二の次に次の一条を加える。

（法附則第十二条の二の五第一項の認定又は評価）

第四条の六の三　法附則第十二条の二の五第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四条の二までの規定による評価とする。

附則第四条の七第十二項中「の規定の適用が」を「又は第六項の規定の適用が」に改め、同項の表第一項の項中「附則第十二条の二の七第五項」の下に「又は第六項」を加え、同表第二項の項中「附則第十二条の二の七第五項」を「附則第十二条の二の七第六項」に改める。

附則第五条の二第一項第一号中「次号及び次項」を「以下この条」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一　車両総重量が三・五トン以下の自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（以下この条及び次条において「低排出ガス車認定」という。）を受けたものであること。

附則第五条の二第二項第二号中「定める」の下に「窒素酸化物の」を加え、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同条第四項第一号中「第二十一条第一号」を「第十五条第一号」に改め、同項第二号中「第二十一条第八号」を「第十五条第八号」に改め、同条第六項第一号中「第八項第一号」の下に「及び次条」を加え、「実施要領」を「燃費評価実施要領」に改め、「平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」の下に「（以下この条において「平成三十二年度燃費基準達成レベル」という。）」を加え、同項第二号中「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同条第八項第一号中「実施要領」を「燃費評価実施要領」に改め、同項第二号中「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同条に次の八項を加える。

9　法附則第十二条の三第五項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車とする。

10　法附則第十二条の三第五項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一　車両総重量が三・五トン以下の自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　車両総重量が三・五トンを超える自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

11　法附則第十二条の三第五項第四号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)に掲げる自動車　同表の(1)窒素酸化物の欄に掲げる値

二　細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(2)に掲げる自動車　同表の(2)窒素酸化物の欄に掲げる値

三　細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)に掲げる自動車　同表の(3)窒素酸化物の欄に掲げる値

12　法附則第十二条の三第五項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車、平成三十二年度燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二　窒素酸化物の排出量が前項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

13　法附則第十二条の三第五項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車、平成三十二年度燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二　窒素酸化物の排出量が第五項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。